

精神障害者に対する 医療の提供の現状

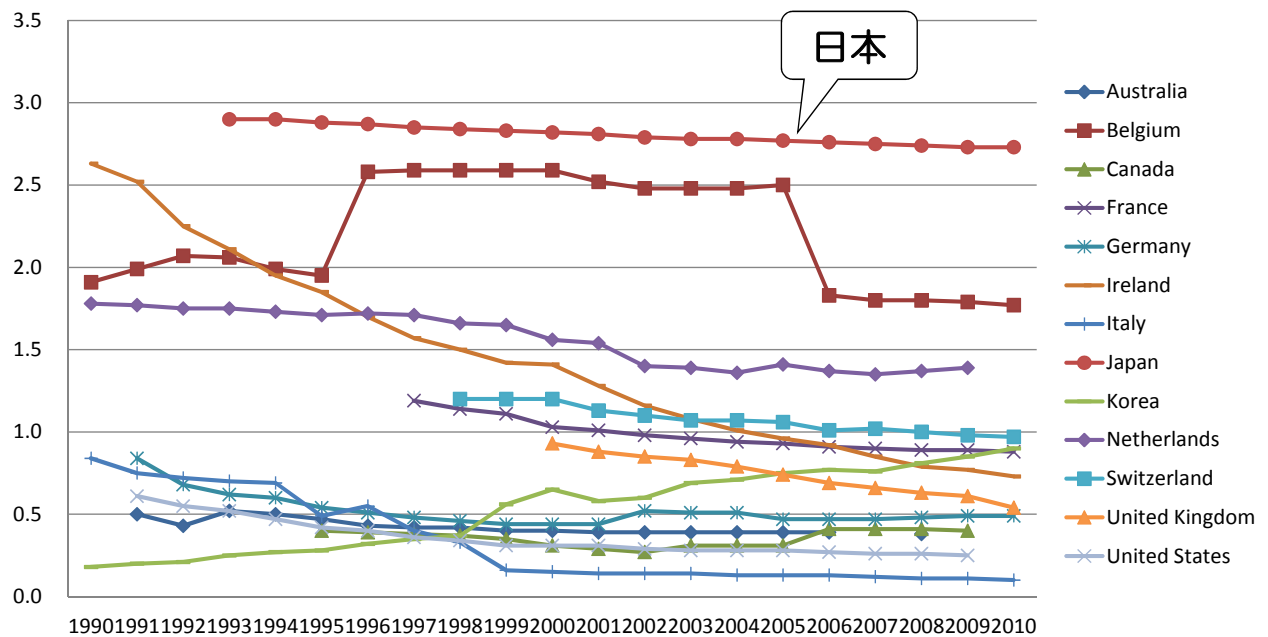
目次

- 1 精神科医療の現状
- 2 精神病床の機能分化について
- 3 精神障害者の居宅等における保健医療福祉サービスについて
- 4 精神障害者のチーム医療について
- 5 その他

1. 精神科医療の現状

精神病床数※(諸外国との比較)

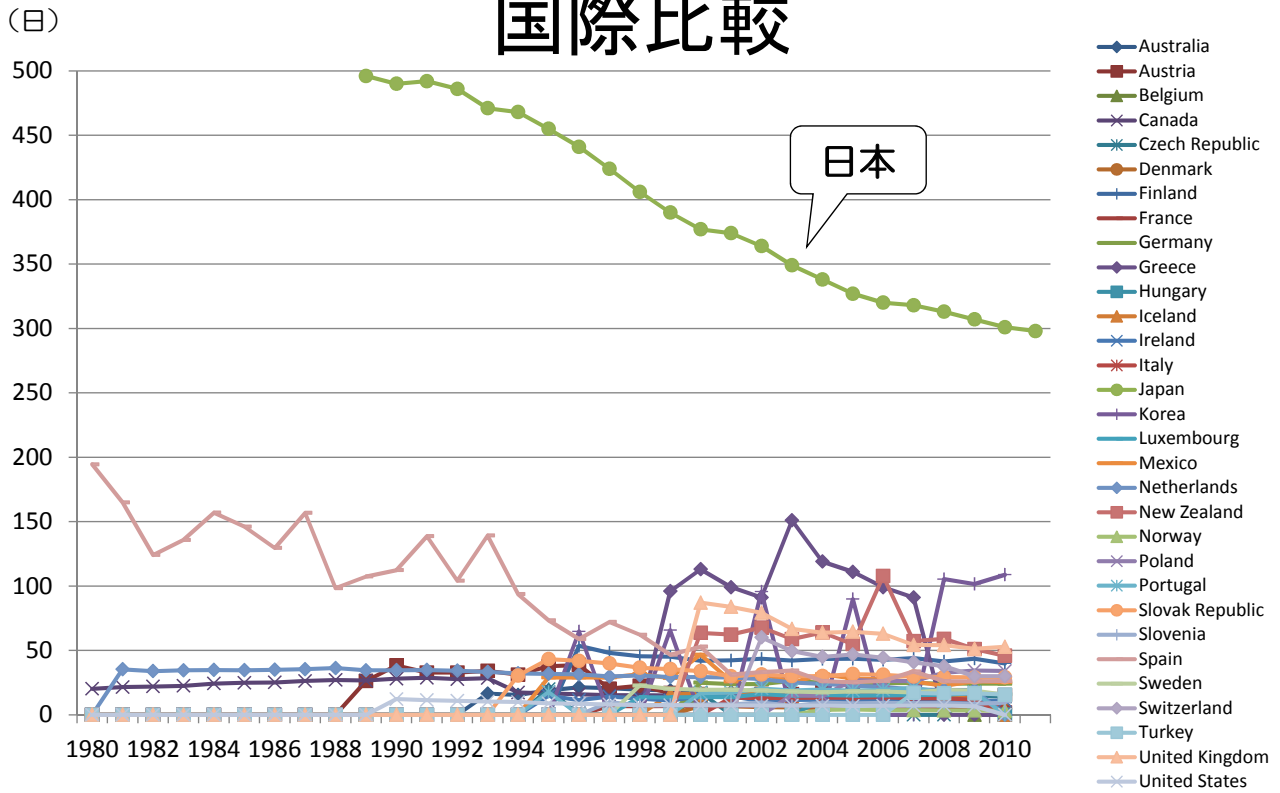
単位:床/千人



※各国により定義が異なる

資料: OECD Health Data 2012

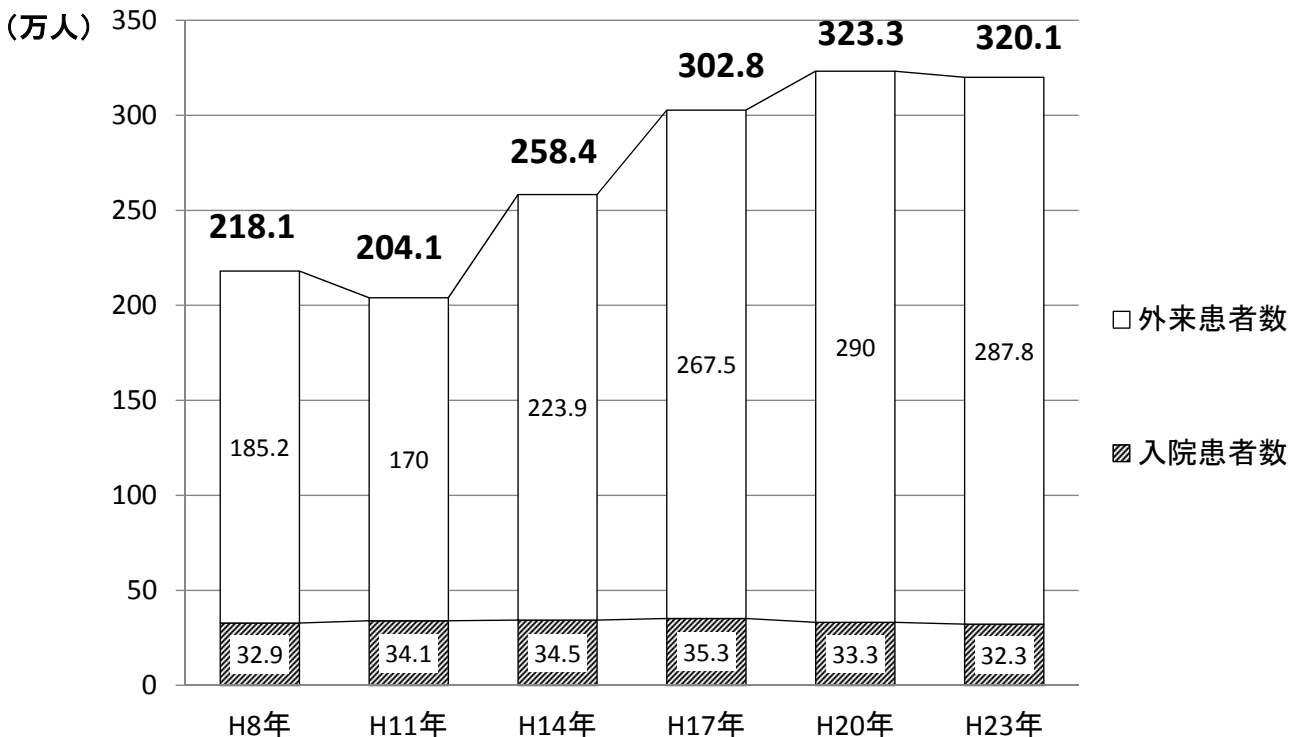
精神病床の平均在院日数推移の国際比較



※各国により定義が異なる

資料：OECD Health Data 2012
注) 日本のデータは病院報告より

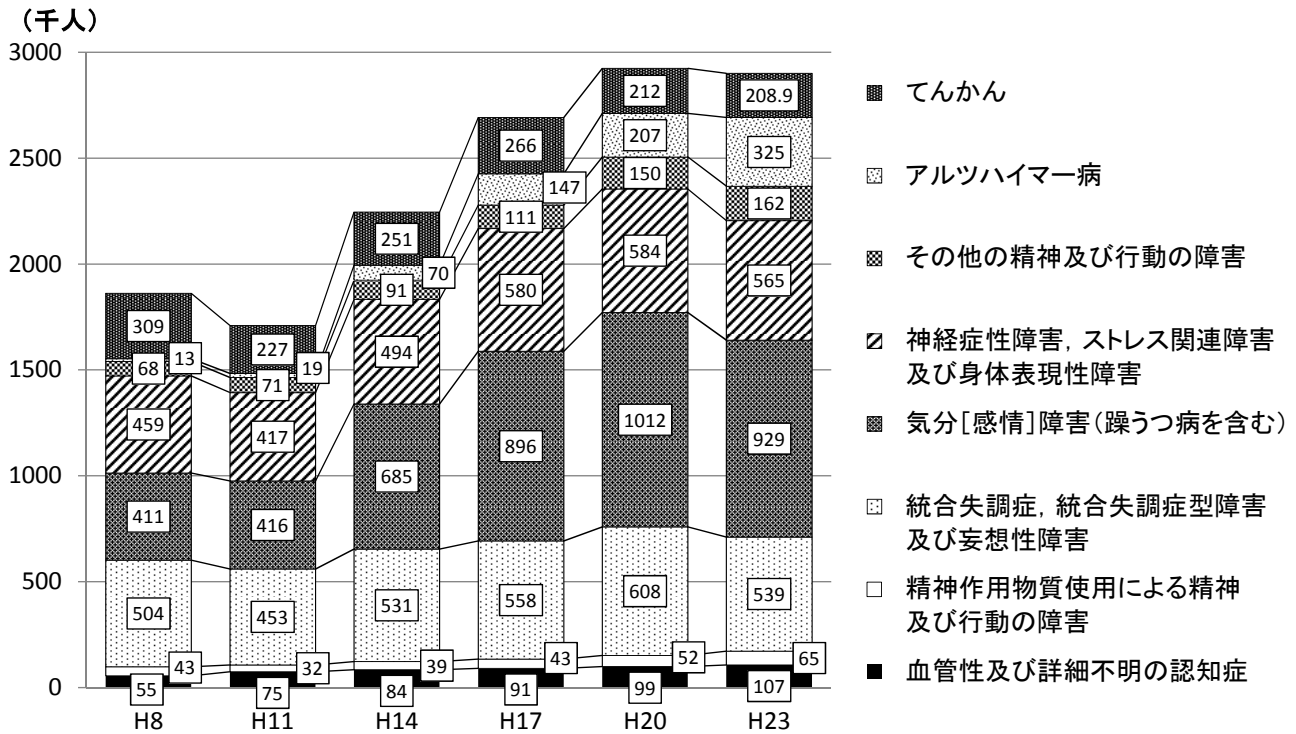
精神疾患の患者数 (医療機関にかかっている患者)



※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：患者調査

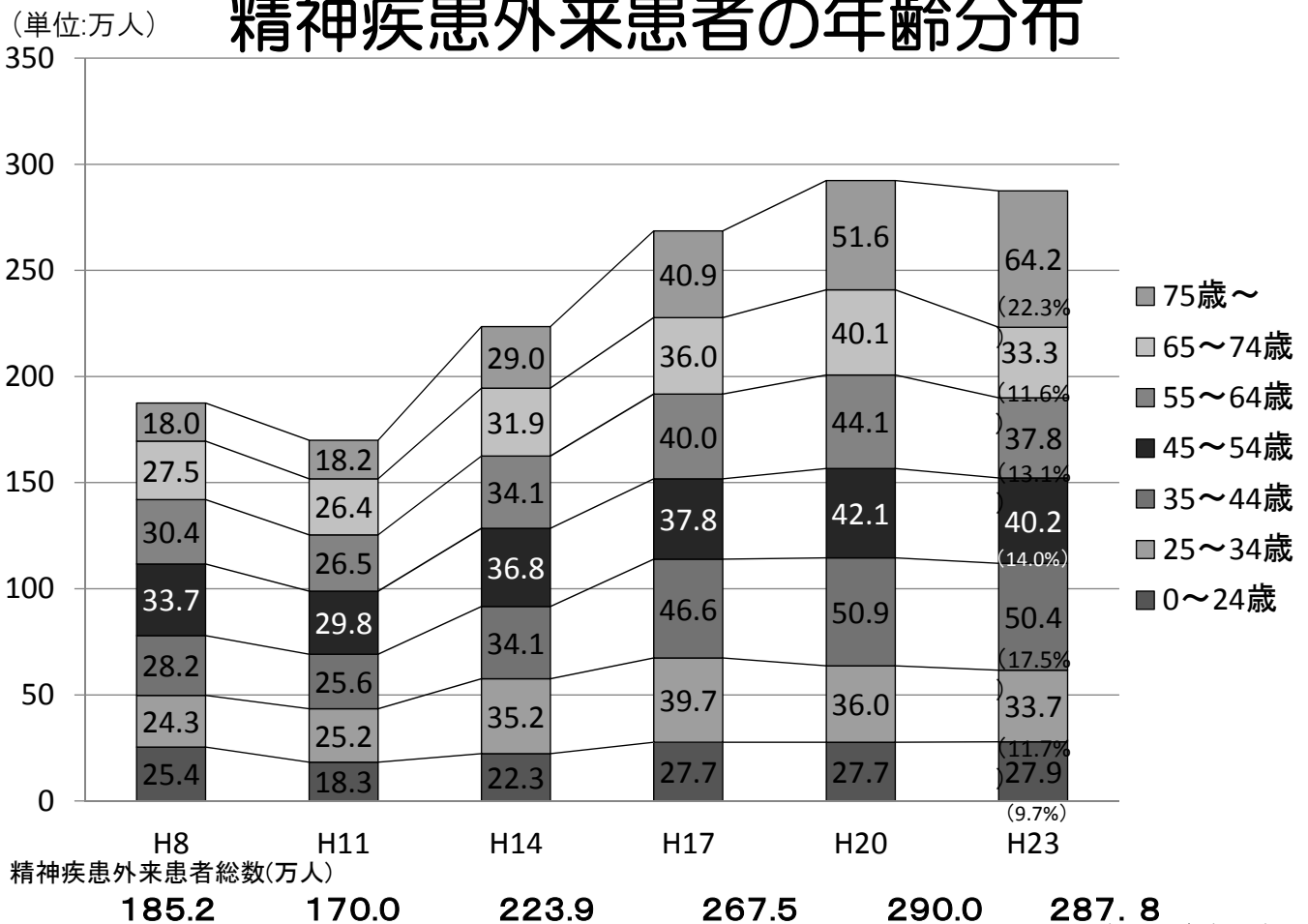
精神疾患外来患者の疾病別内訳



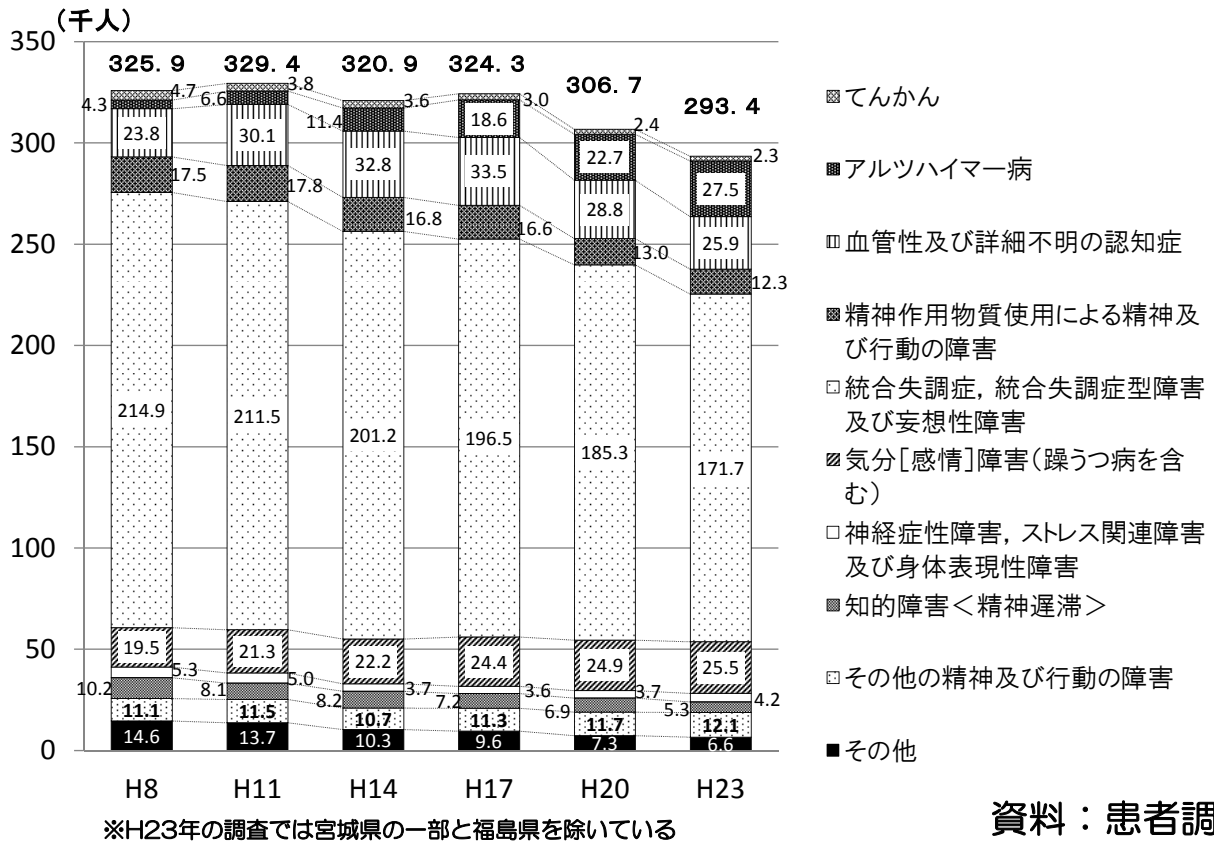
※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：患者調査

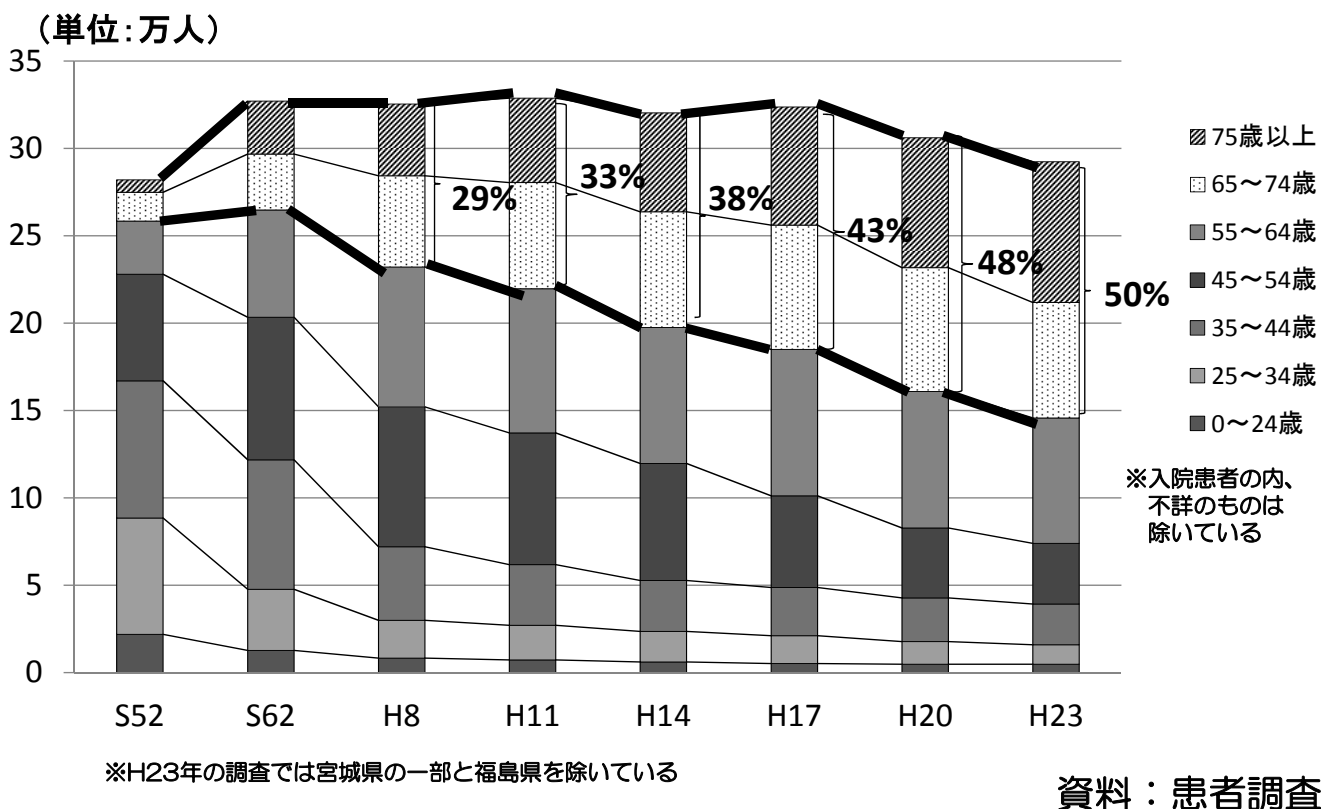
精神疾患外来患者の年齢分布



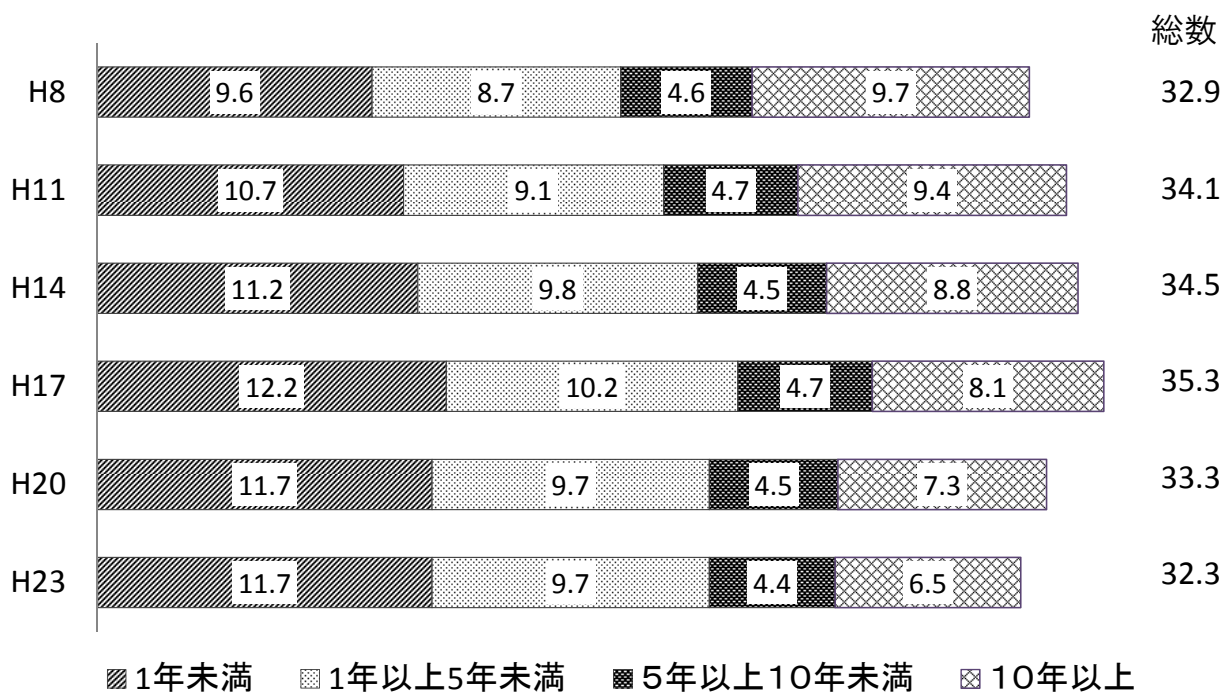
精神病床入院患者の疾病別内訳



精神病床入院患者の年齢分布



精神疾患による推計入院患者数 (在院期間別)



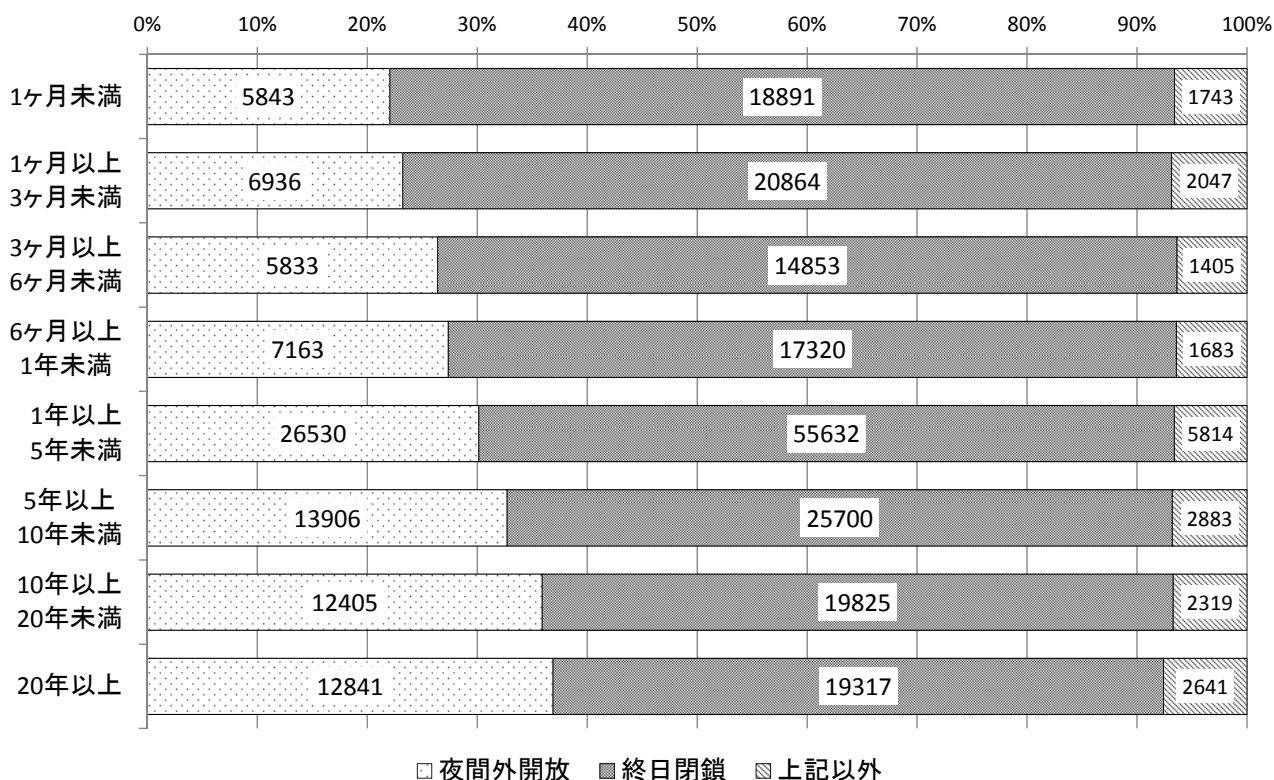
※総数は、在院期間が不詳なものも含めた数である

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

単位：万人

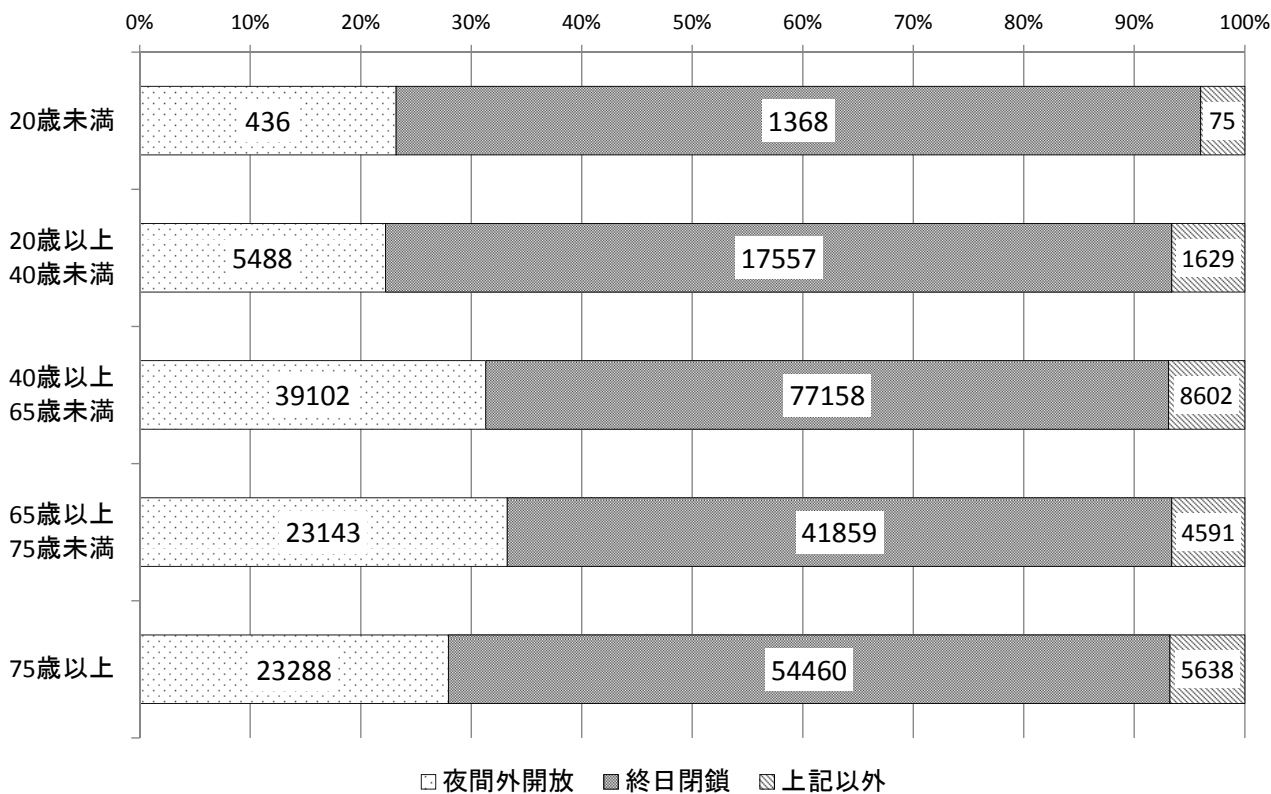
資料：患者調査

在院期間別 × 処遇の状況別 患者数



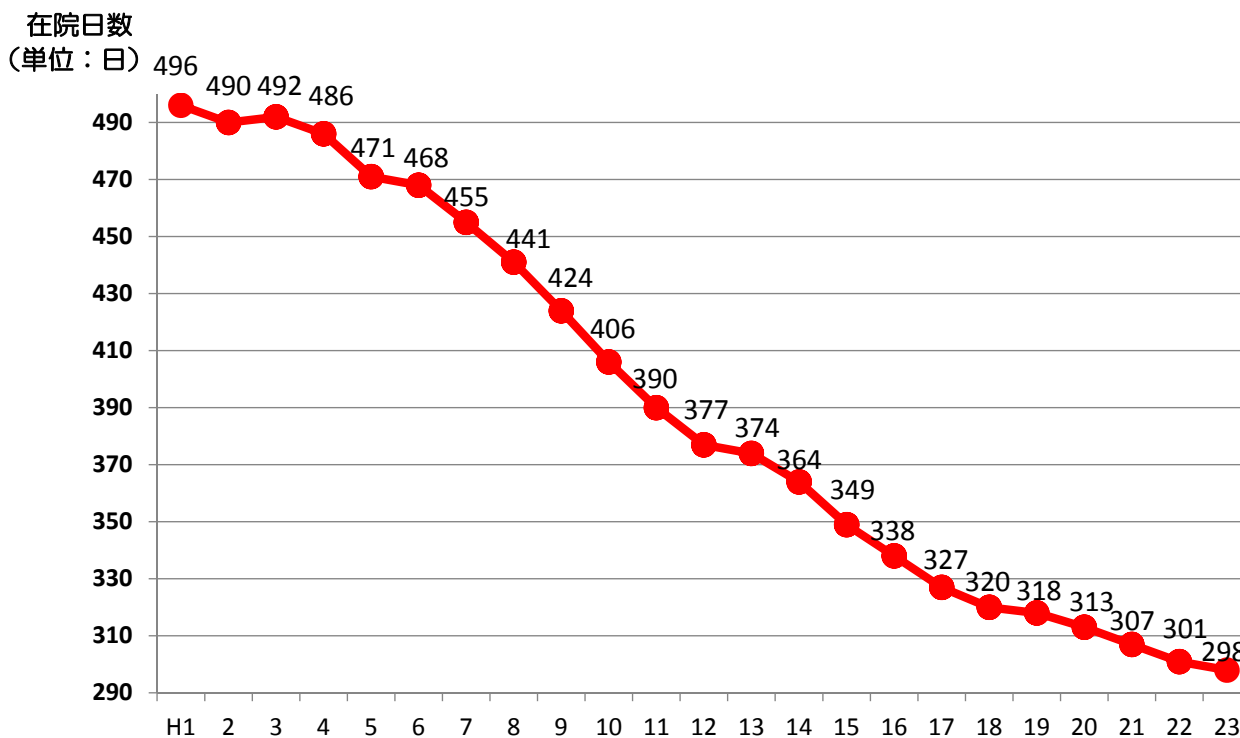
平成23年6月30日現在 精神保健福祉課調べ

年齢階級別×処遇の状況別 患者数



平成23年6月30日現在 精神保健福祉課調べ

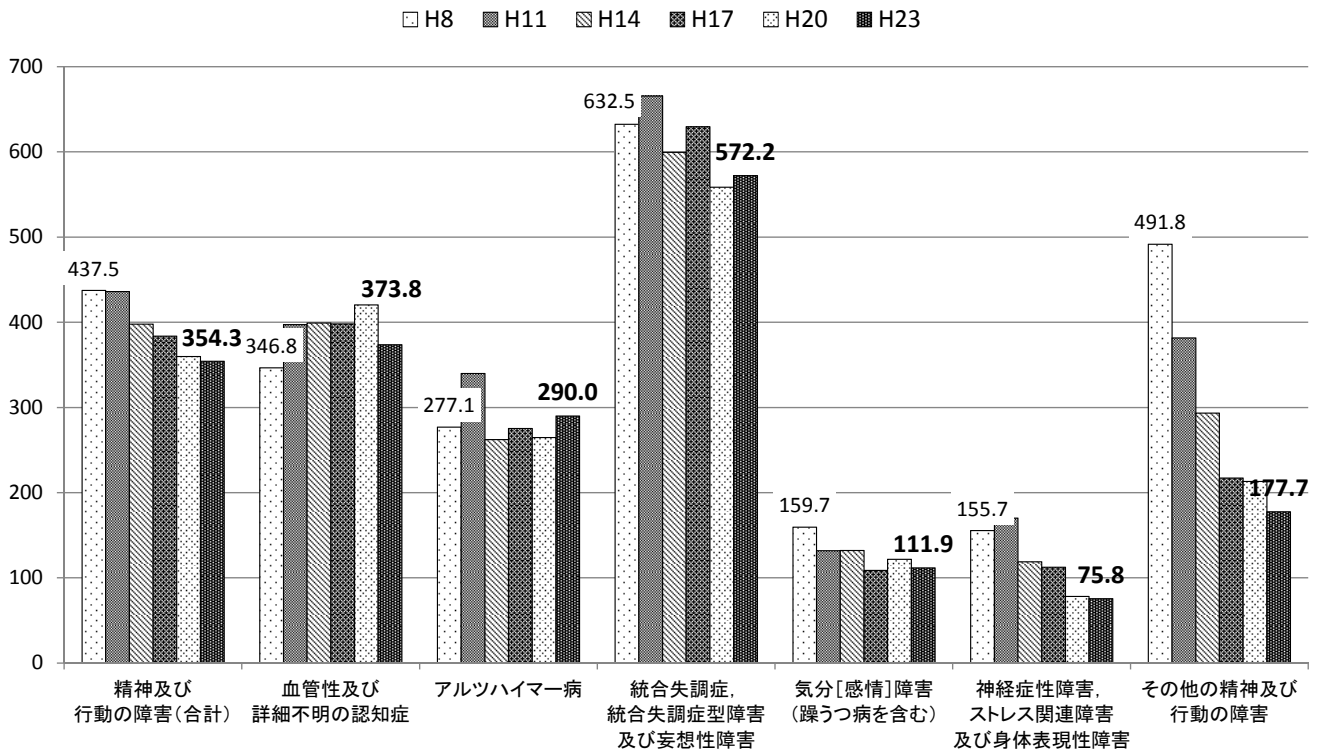
精神病床の平均在院日数の推移



※平均在院日数 = $\frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$

資料：病院報告

疾患別の退院患者平均在院日数の推移(精神病床)



※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

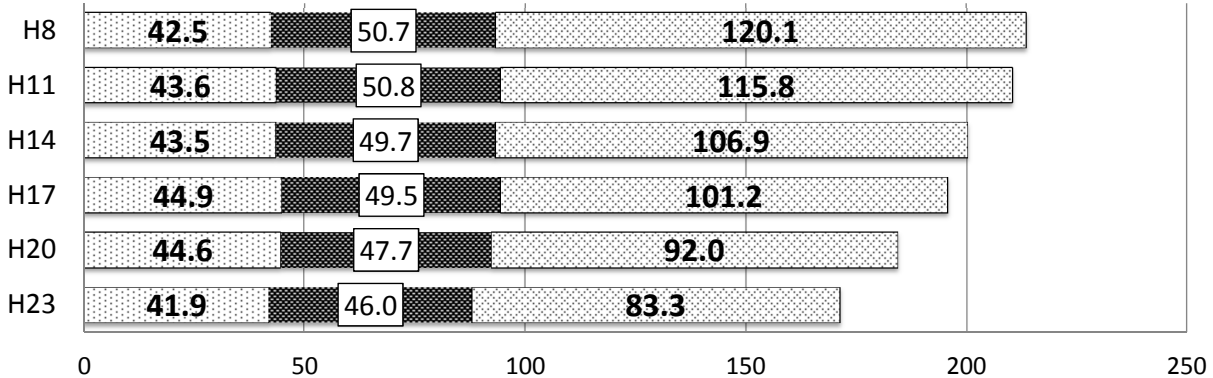
資料：患者調査

在院日数別年次推移(精神病床)

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

統合失調症

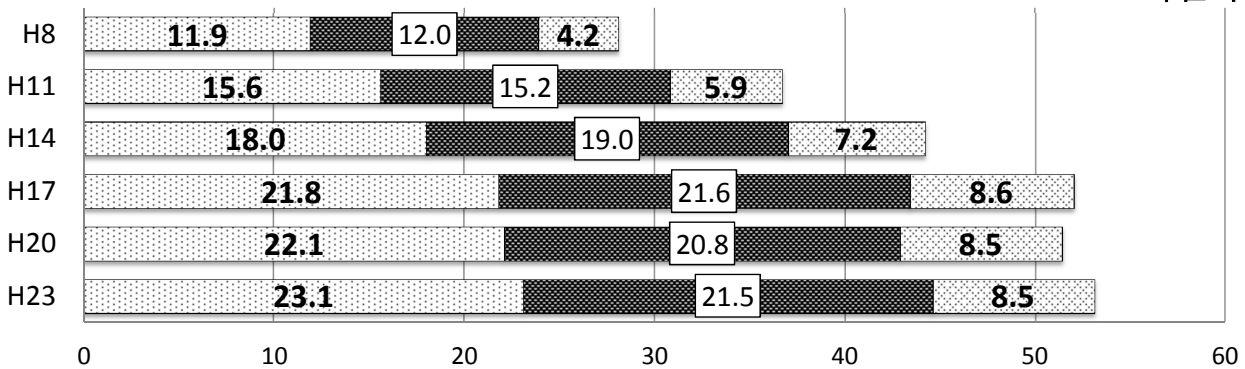
単位：千人



認知症

□ 1年未満 ■ 1年以上5年未満 ▨ 5年以上

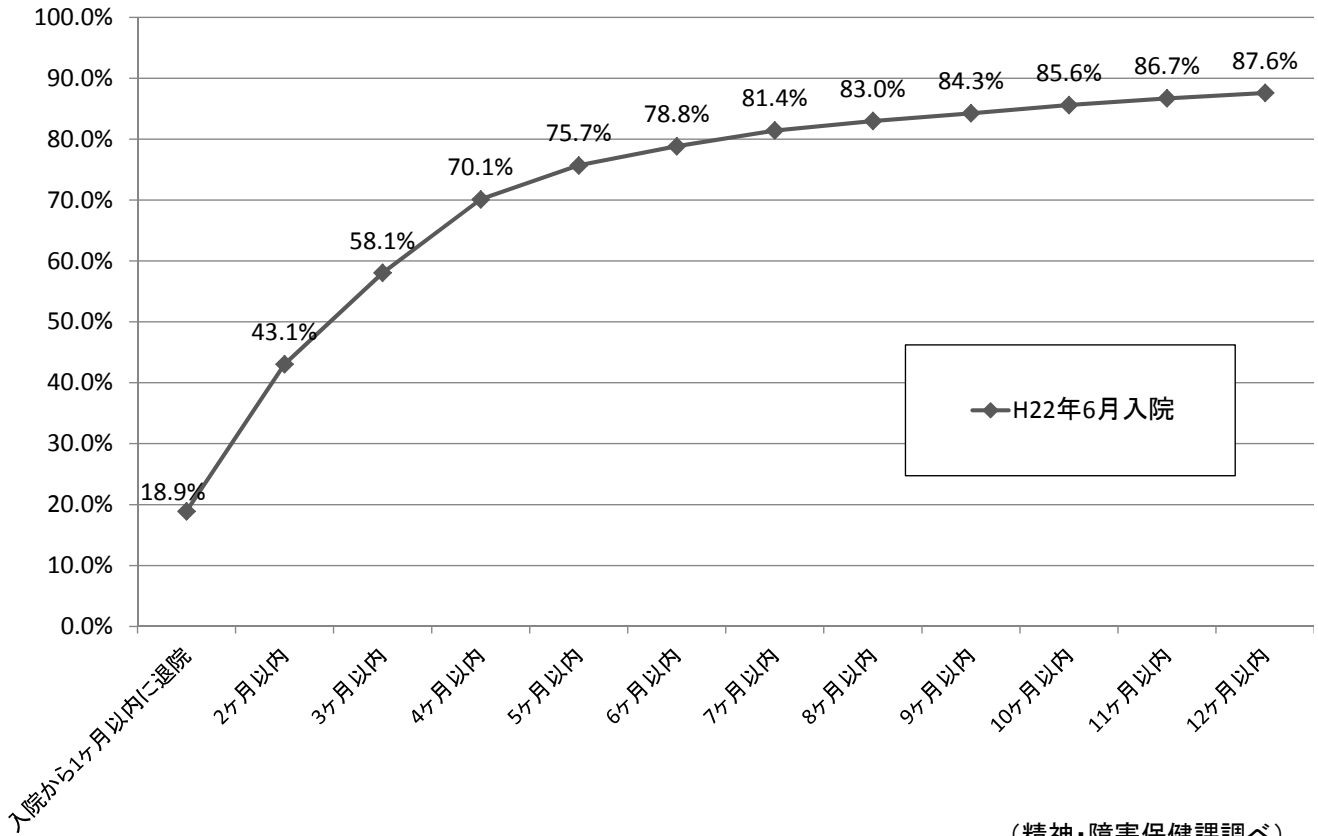
単位：千人



□ 1年未満 ■ 1年以上5年未満 ▨ 5年以上

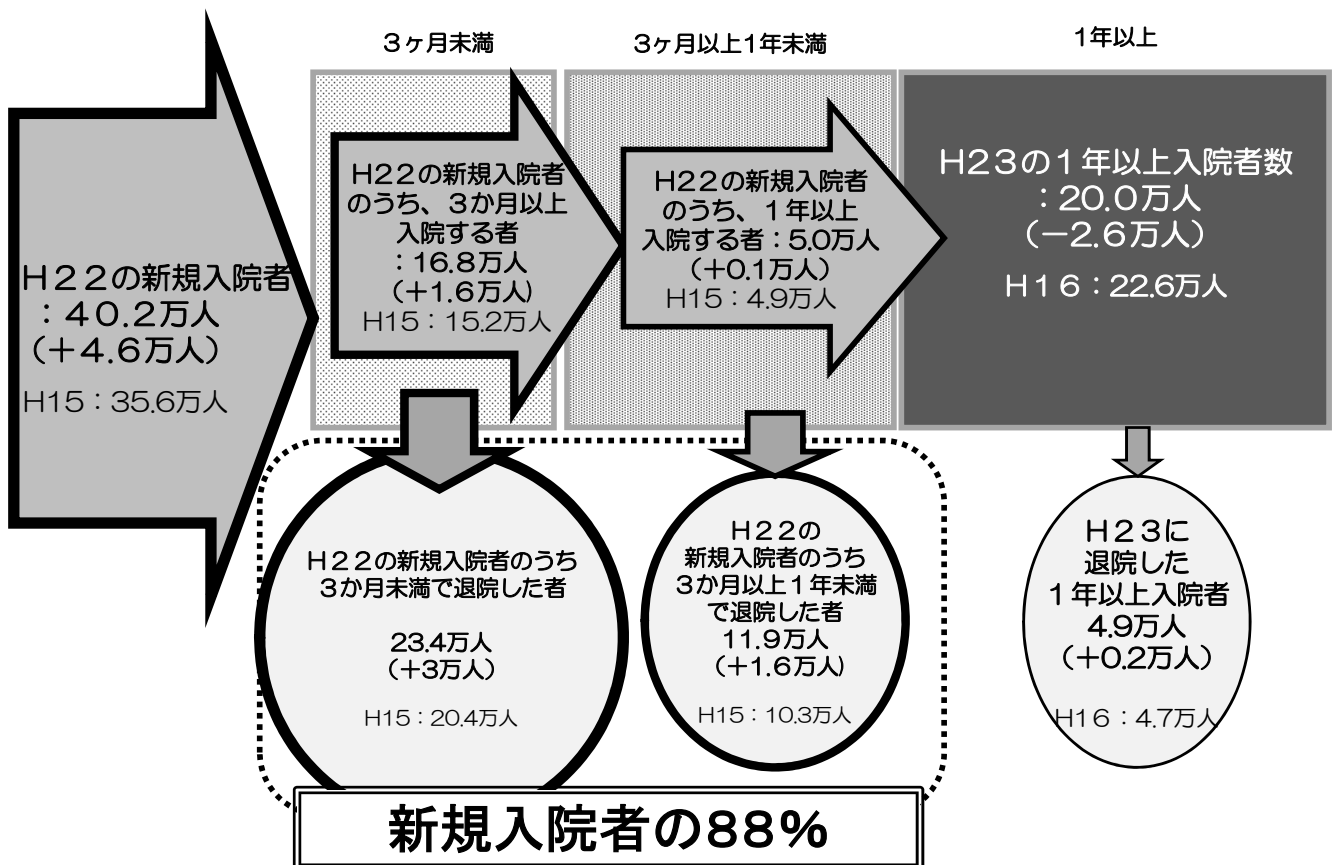
資料：患者調査

H22年6月精神科病院に入院した患者の 入院後1年間の月別累計退院率



資料：平成23年精神・障害保健課調べより推計

精神病床における患者の動態の年次推移

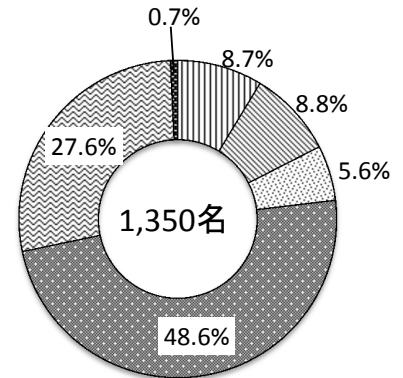
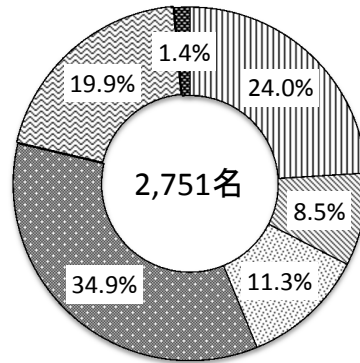
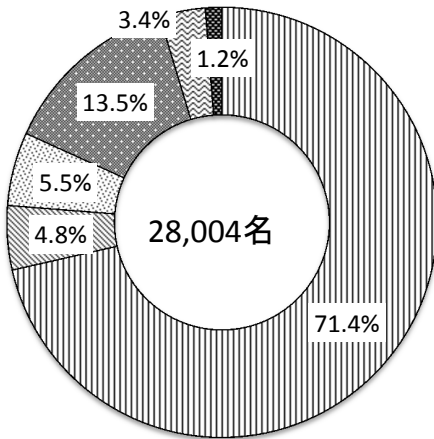


精神科病院からの退院者の状況

入院期間：1年未満

入院期間：1年～5年

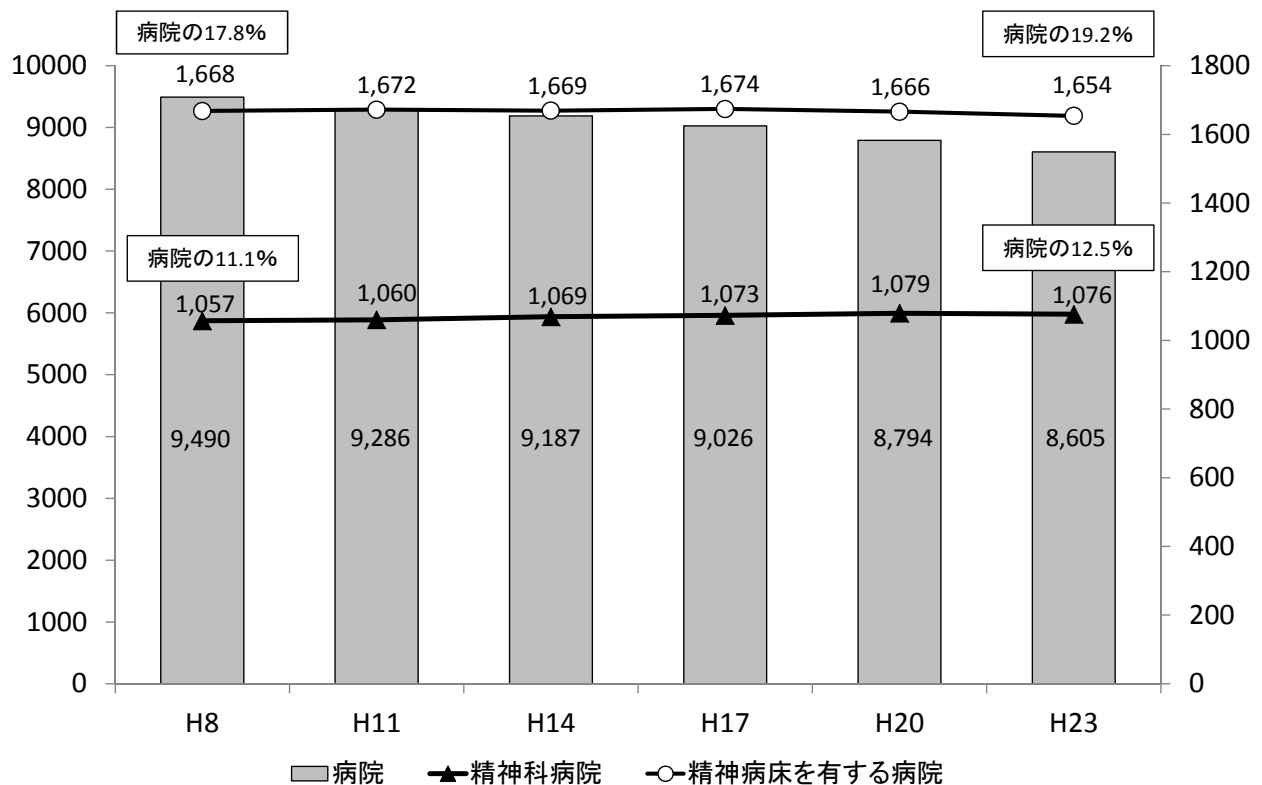
入院期間：5年以上



- 家庭復帰等
- GH、CH、社会復帰施設等
- ▨ 高齢者福祉施設
- 転院・院内転科
- 死亡
- その他

平成23年度精神・障害保健課調べ

病院数及び精神病床を有する病院数の推移

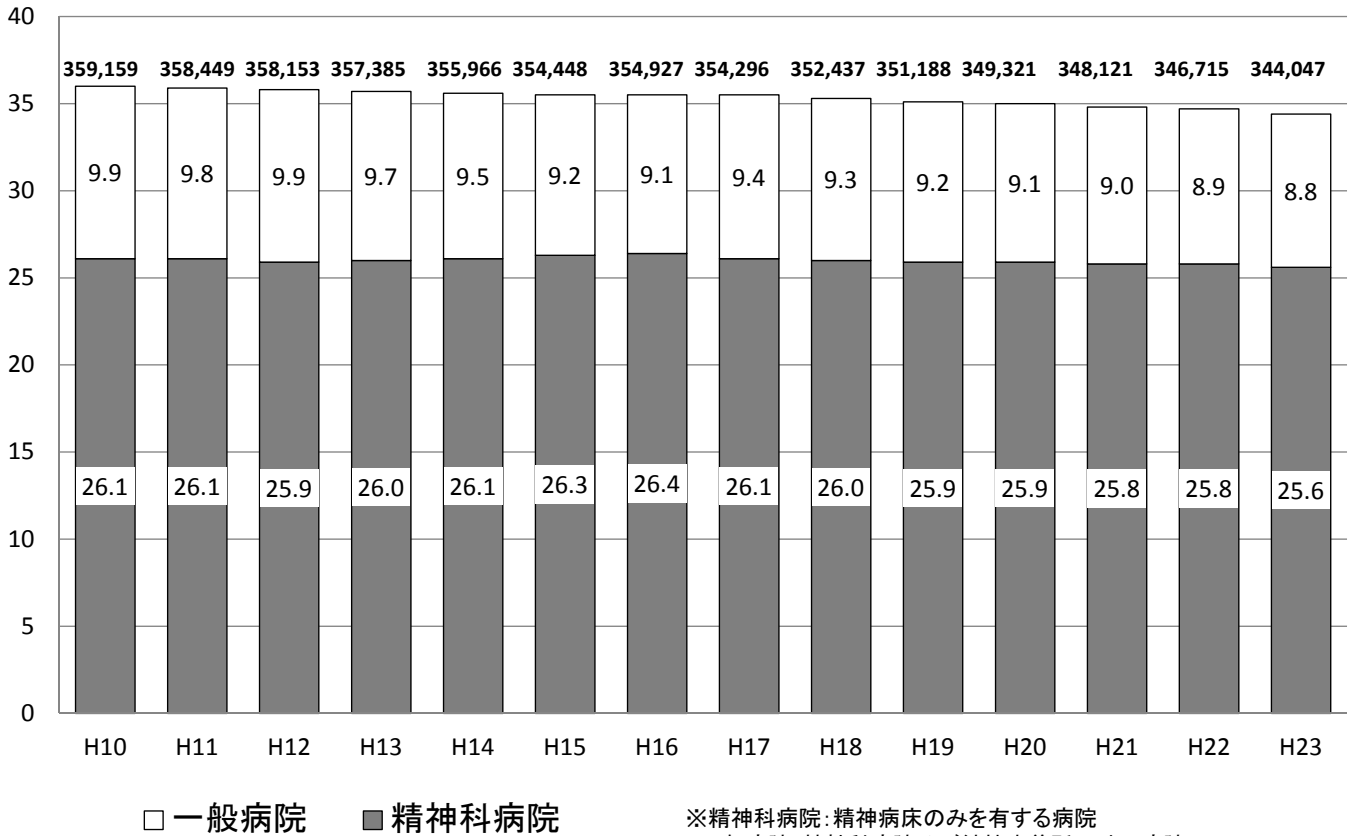


※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：医療施設調査

精神病床数の変化

(床) 単位: 万

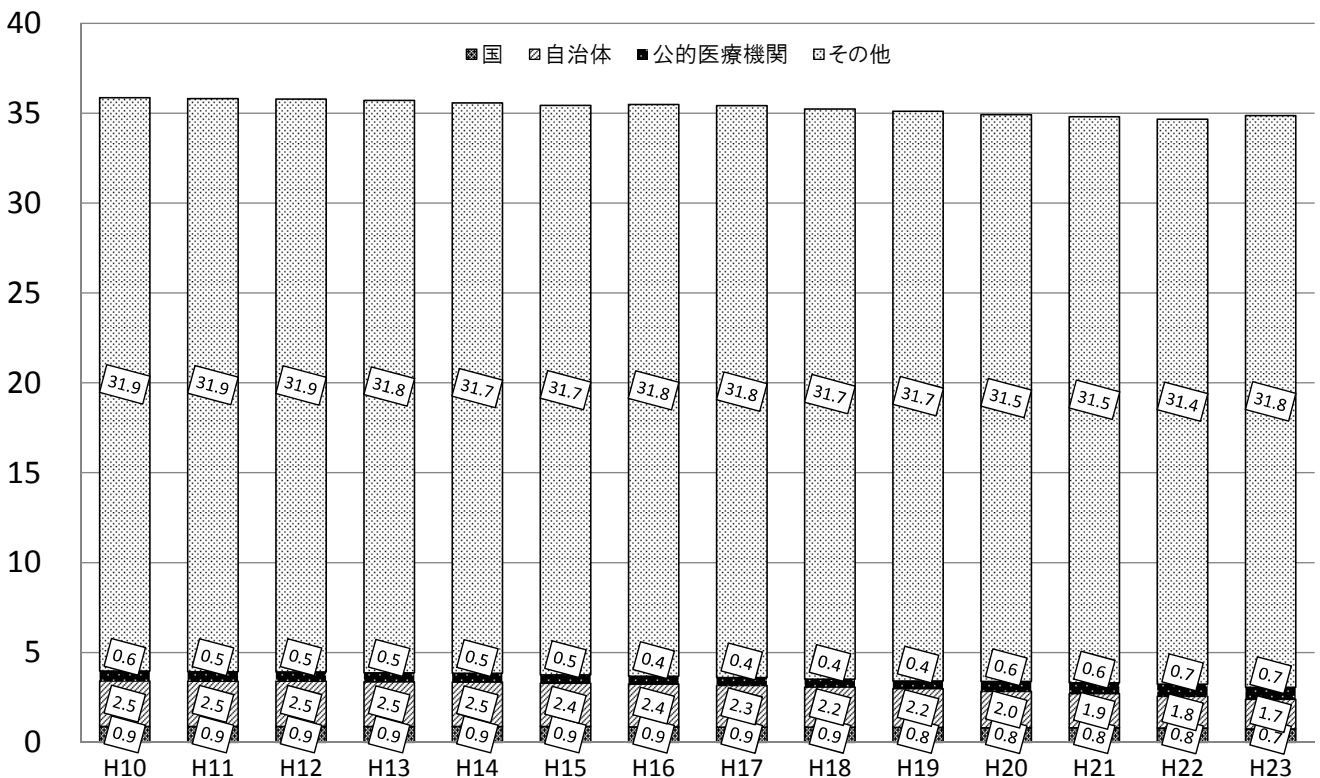


※精神科病院: 精神病床のみを有する病院
 一般病院: 精神科病院及び結核療養所以外の病院

資料: 医療施設調査(毎年10月1日時点)

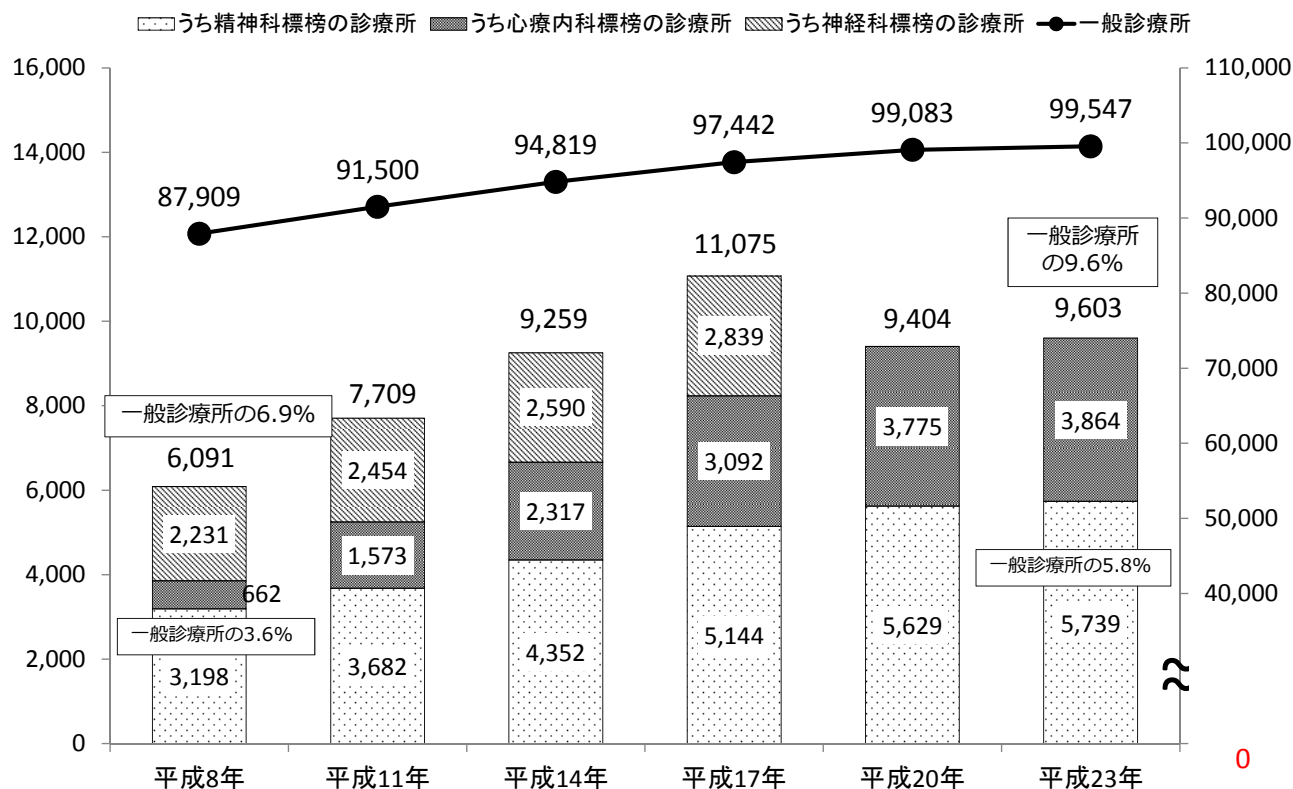
開設者別にみた精神病床数の変化

(床) 単位: 万



資料: 医療施設調査(毎年10月1日時点)

一般診療所数及び精神科・神経科・心療内科標榜診療所数の推移



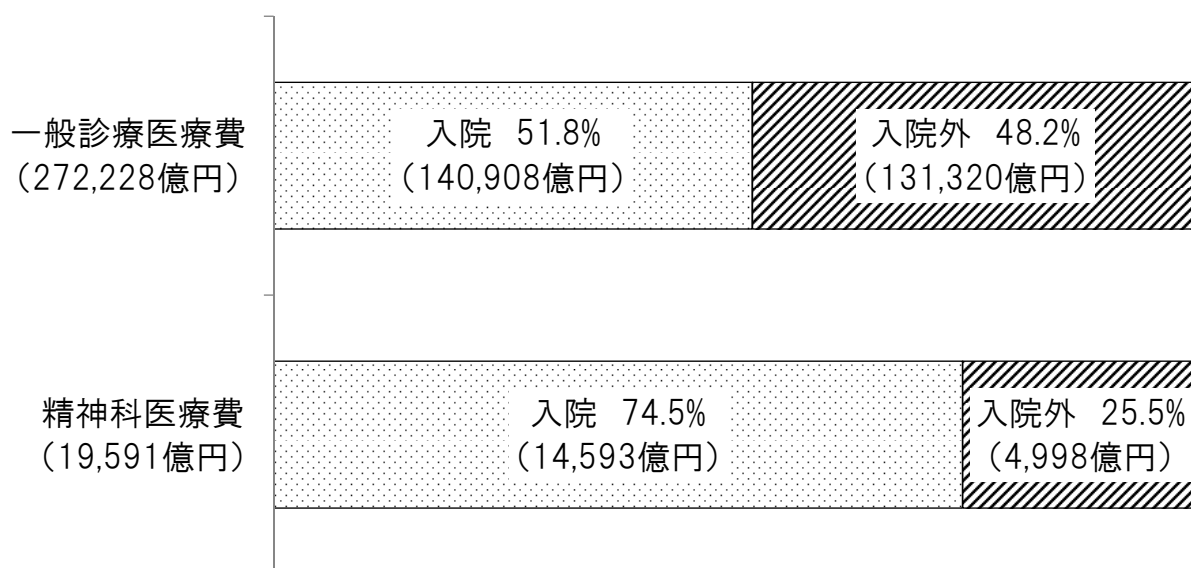
※1 心療内科は平成8年9月1日に新設

※2 神経科を標榜する診療所については、平成20年医療施設調査では分類されていない

※3 H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：医療施設調査

一般医療費と精神医療費の比較

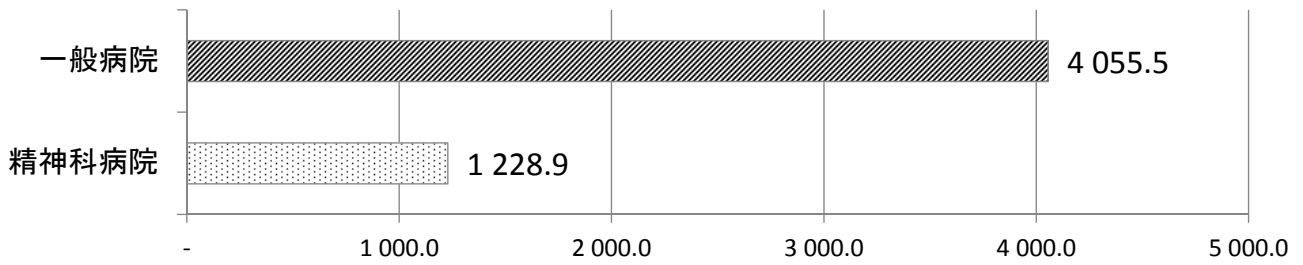


注1：一般診療医療費、精神科医療費については、平成22年度国民医療費によるほか、薬局調剤医療費、入院時食事療養費等を含まない。

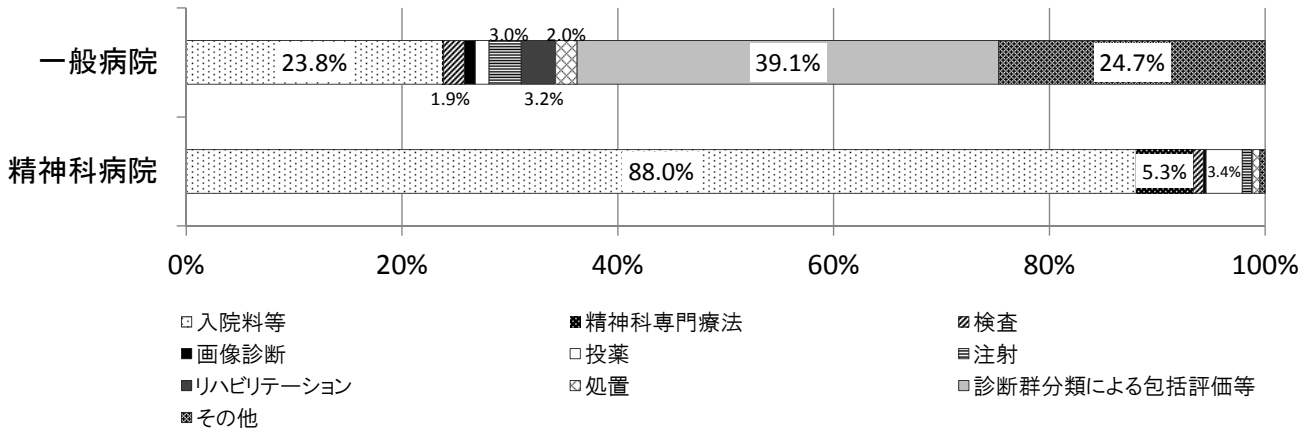
注2：精神科医療費については、「精神及び行動の障害」に係るもの（精神遅滞を含み、てんかん、アルツハイマー病は含まない）。

出典：平成22年度国民医療費

病院別にみた入院の診療行為別1日当たり点数

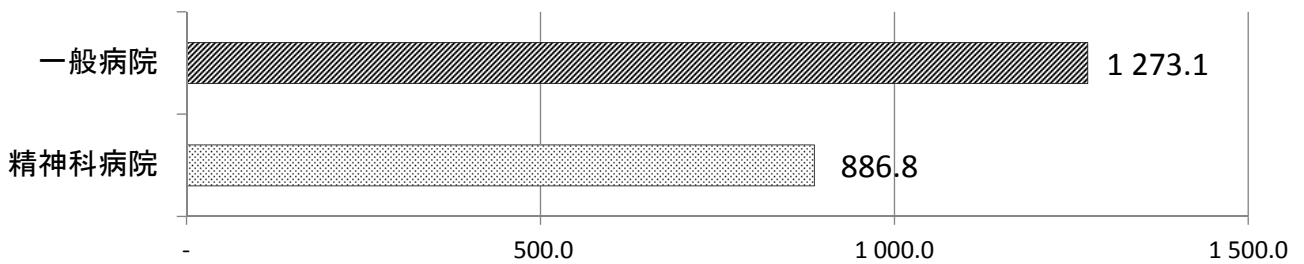


入院の診療行為別1日当たり点数の構成割合

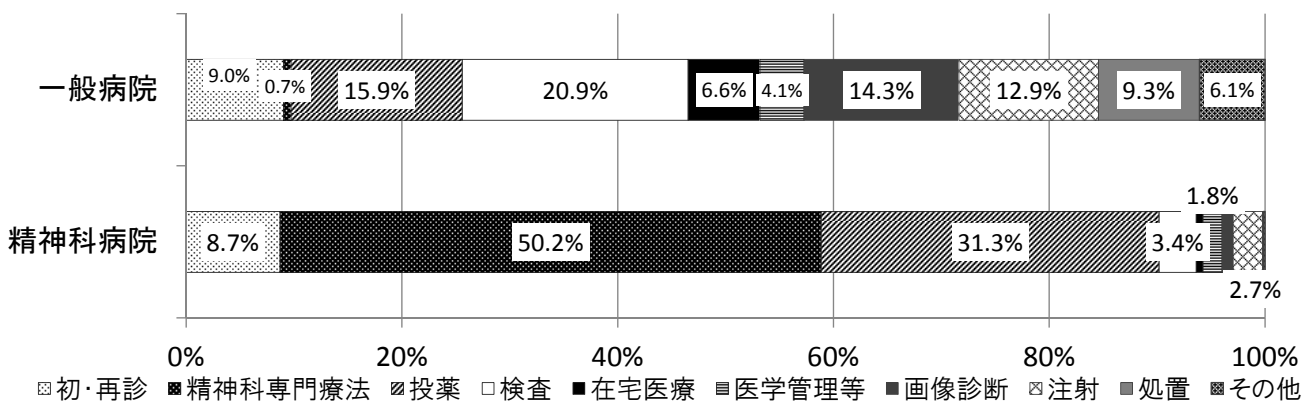


出典：社会医療診療行為別調査（平成23年6月審査分）

病院別にみた入院外の診療行為別1日当たり点数



入院外の診療行為別1日当たり点数の構成割合



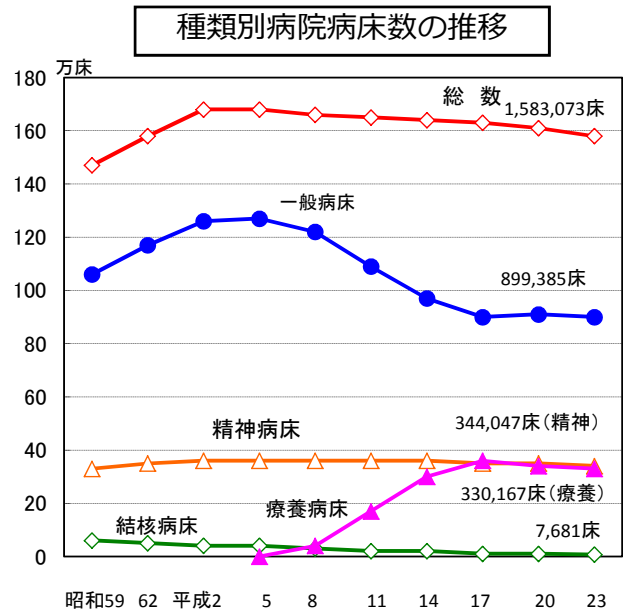
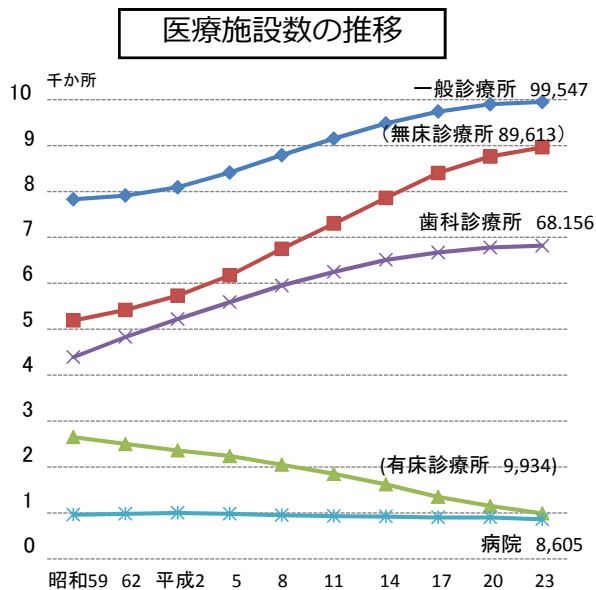
出典：社会医療診療行為別調査（平成23年6月審査分）

2. 精神病床の機能分化について

(1) 病床区分別の状況と経緯

医療施設数及び病床数の推移

- 病院数は、平成2年をピークに1割減少。有床診療所は大幅に減少する一方、無床診療所が増加。
- 病床数は、平成4年をピークに減少。



平成23年医療施設調査・病院報告より

病床の区分

病床について、医療法第7条第2項第1号から第5号までにおいて、以下のように定義されている。

一 精神病床

病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。

二 感染症病床

病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第8条(同法第7条において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。

三 結核病床

病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。

四 療養病床

病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。

五 一般病床

病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。

平成22年12月2日社会保障審議会医療部会資料より

病院に関する主な構造設備の基準及び人員の標準

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
定義	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床 1)大学病院等※1 1)以外の病院		感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
人員配置標準	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※2 4:1 看護補助者※2 4:1 理学療法士及び作業療法士 病院の実情に応じた適当数	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※3 4:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 4:1
(各病床共通) ・歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者に対し、16:1 ・栄養士 病床数100以上の病院に1人 ・診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数 (外来患者関係) ・医師 40:1 ・歯科医師 病院の実情に応じた適当数 ・薬剤師 外来患者に係る取扱処方せん75:1 ・看護職員 30:1						

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

※2 平成30年3月31日までは、6:1でも可

※3 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1

平成22年12月2日社会保障審議会医療部会資料より
(一部時点修正あり)

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
			1)大学病院等※1	1)以外の病院		
必置施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設 ・診療に関する諸記録 ・分べん室及び新生児の入浴施設※2 ・消毒施設 ・洗濯施設 ・消火用の機械又は器具 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な施設 		一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断その他必要な施設 ・一般病床に配置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断その他必要な施設 ・一般病床に配置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備
病床面積	6.4㎡/床 以上 〈既設〉※3 6.3㎡/床 以上(1人部屋) 4.3㎡/床 以上(その他)	6.4㎡/床 以上※4	一般病床と同じ		一般病床と同じ	一般病床と同じ
廊下幅	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.1m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.7m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	一般病床と同じ	療養病床と同じ	一般病床と同じ	一般病床と同じ

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

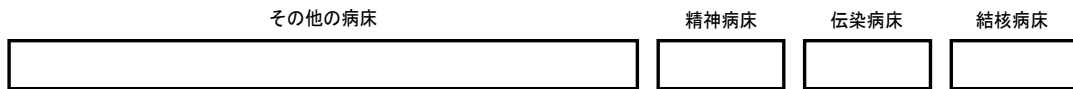
※2 産婦人科又は産科を有する病院に限る。

※3 既設とは、平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている場合のことをいう。

※4 平成5年4月1日時点で既に開設の許可を受けていた病院内の病床を、平成12年4月1日までに転換して設けられた療養型病床群であった場合は、6.0㎡/床 以上
平成22年12月2日社会保障審議会医療部会資料より

病床区分に係る改正の経緯

【制度当初～】



- ・ 高齢化の進展
- ・ 疾病構造の変化

【特例許可老人病棟の導入(昭和58年)】

其他の病床

特例許可老人病棟

精神病床

伝染病床

結核病床

昭和33年事務次官通知により、精神病床の許可基準の定数については、医師は1/3、看護師は2/3とされた。

- ・ 高齢化の進展、疾病構造の変化に対応するためには、老人のみならず、広く「長期療養を必要とする患者」の医療に適した施設を作る必要が生じる。

【療養型病床群制度の創設(平成4年)】

其他の病床

特例許可老人病棟

療養型病床群

精神病床

伝染病床

結核病床

長期にわたり療養を必要とする患者

- ・ 少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。

【一般病床、療養病床の創設(平成12年)】

患者の病態にふさわしい医療を提供

一般病床

療養病床

精神病床

感染症病床

結核病床

長期にわたり療養を必要とする患者

平成9年改正により、診療所に療養型病床群の設置が可能となった。

一般病床及び療養病床に係る医療従事者の配置標準に関する改正経緯について

<医師>

昭和23年医療法制定時

<看護師>

入院患者	外来患者
16:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

入院患者	外来患者
4:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成4年第二次
医療法改正

療養型病床群以外の入院患者	療養型病床群の入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

療養型病床群以外の入院患者	療養型病床群の入院患者	外来患者
4:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成12年第四次
医療法改正

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
3:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成18年第五次
医療法改正

<同上>

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
3:1	4:1 ※平成24年3月31日までは6:1	30:1

平成22年12月2日社会保障審議会医療部会資料より

<歯科医師>

昭和23年医療法制定時

入院患者	外来患者
16:1	40:1

昭和31年改正

入院患者	外来患者
16:1	病院の実情に応じて必要と認められる数

<薬剤師>

昭和23年医療法制定時

調剤
80:1

平成10年改正

療養型病床群や精神病院等の入院患者	左記以外の入院患者	外来患者に係る取扱処方せん
150:1	70:1	75:1

平成12年第四次
医療法改正

精神病床及び療養病床の入院患者	左記以外の入院患者	外来患者に係る取扱処方せん
150:1	70:1	75:1

<看護補助者>

平成4年第二次医療法改正時

療養型病床群に係る病室の入院患者
6:1

平成12年第四次
医療法改正

療養病床の入院患者
6:1

平成18年第五次
医療法改正

療養病床の入院患者
4:1 (※平成24年3月31日までは6:1)

<栄養士>

昭和23年医療法制定時

入院患者
1以上 (病床数100以上の病院のみ)

<診療放射線技師、事務員その他従業者>

昭和23年医療法制定時

病院の実情に応じた適当数

<理学療法士及び作業療法士>

平成10年第三次医療法改正時

病院の実情に応じた適当数
(療養型病床群を有する病院のみ)

平成12年第四次
医療法改正

病院の実情に応じた適当数
(療養病床を有する病院のみ)

平成22年12月2日社会保障審議会医療部会資料より

病院・診療所・主な高齢者関連施設の比較

※ 人員配置は、いずれも入院・入所者数に対する比率。なお、診療所の一般病床には特段の定め無し。

	病院・診療所				介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	一般病床	療養病床				
		医療保険	介護保険			
主な 人員 配置※	医師	16:1	(病院) 48:1 (診療所) 1以上		常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)
	看護	3:1	医療法施行規則本則上は4:1。ただし平成24年3月までは6:1。 診療報酬では療養病床入院基本料2として25:1(医療法方式では5:1に相当)まで評価。		3:1 うち、看護が2/7以上	看護・介護職員が3:1以上 うち、看護は以下の通り。 0~30(入所者数。以下、同じ。):1以上 31~50:2以上 51~130:3以上 131以上:3+50:1
	看護補助・介護	—	同上	同上		
	OT、PT	—	(病院) 適当数 (診療所) —	(病院) 適当数 (診療所) —	PT又はOTが 100:1以上	—
	機能訓練指導員	—	—	—	—	1以上
	生活(支援)相談員	—	—	—	100:1以上	常勤1以上 100:1以上
	ケアマネージャー	—	—	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準
	居室面積	(病院)6.4㎡/床※	・6.4㎡以上	・6.4㎡以上	・8㎡以上	・10.65㎡以上

※ 診療所と平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている病院の場合は、以下のとおり。
患者1人を入院させる病室:6.3㎡/床 以上
患者2人以上を入院させる病室:4.3㎡/床 以上

平成22年12月2日 社会保障審議会医療部会資料より

2. 精神病床の機能分化について (2) 診療報酬関係

診療報酬の届出病床数(精神病床)

届出病床数 333,408床^{※1}
(平成23年7月1日現在)

特定入院料
(157,503床^{※1})

看護師配置3:1以上
171,374床^{※4}

精神病棟入院基本料
(172,642床^{※1})

特定機能病院
入院基本料
(3,263床^{※1})

精神科救急入院料 (87医療機関 5,276床 ^{※1}) 2:1 精神科救急・合併症入院料 (7医療機関 283床 ^{※1}) 2:1 精神科急性期治療病棟 入院料1(280施設 13,820床 ^{※1}) 入院料2(23施設 1,222床 ^{※1}) 2.5:1 3:1 認知症治療病棟 入院料1(448施設 31,378床 ^{※1}) 4:1 入院料2(22施設 1,880床 ^{※1}) 精神療養病棟 (841施設 103,644床 ^{※1}) 6:1	2:1 10:1 (41病棟、1,506床 ^{※2}) 2.5:1 13:1 (144病棟 7,077床 ^{※2}) 3:1 15:1 (2,574病棟、138,927床 ^{※2}) 18:1 (193病棟 11,846床 ^{※2}) 20:1 (80病棟 4,999床 ^{※2}) 特別入院基本料 (64病棟 3,659床 ^{※2})	1.5:1 7:1 (8病棟 250床 ^{※2}) 2:1 10:1 (12病棟 473床 ^{※2}) 2.5:1 13:1 (37病棟 1,457床 ^{※2}) 3:1 15:1 (53病棟 2,037床 ^{※2}) 医療観察法に定める 指定入院医療機関数 29か所 768床 ^{※3} 急性期入院対象者 入院医学管理料 回復期入院対象者 入院医学管理料 社会復帰期入院対象 者入院医学管理料
小児入院医療管理料5 (25床 ^{※2}) 特殊疾患病棟入院料 61病棟 3,211床 ^{※2}	精神科身体合併症管理加算 (1,041施設 ^{※1})	精神病棟入院時医学管理加算 (226施設 29,286床 ^{※1})

※1 平成24年11月14日中央社会保険医療協議会資料より作成
 ※2 平成23年6月30日現在(精神・障害保健課調べ)(合計とは一致しない)
 ※3 平成25年6月1日現在(医療観察室調べ)
 ※4 看護師配置が3:1以上の病床について、特定入院料及び特定機能病院入院基本料は、平成24年11月14日中央社会保険医療協議会資料、精神病棟入院基本料については、平成23年6月30日現在(精神障害保健課調べ)

精神科入院に係る診療報酬と主な要件①

(平成24年)

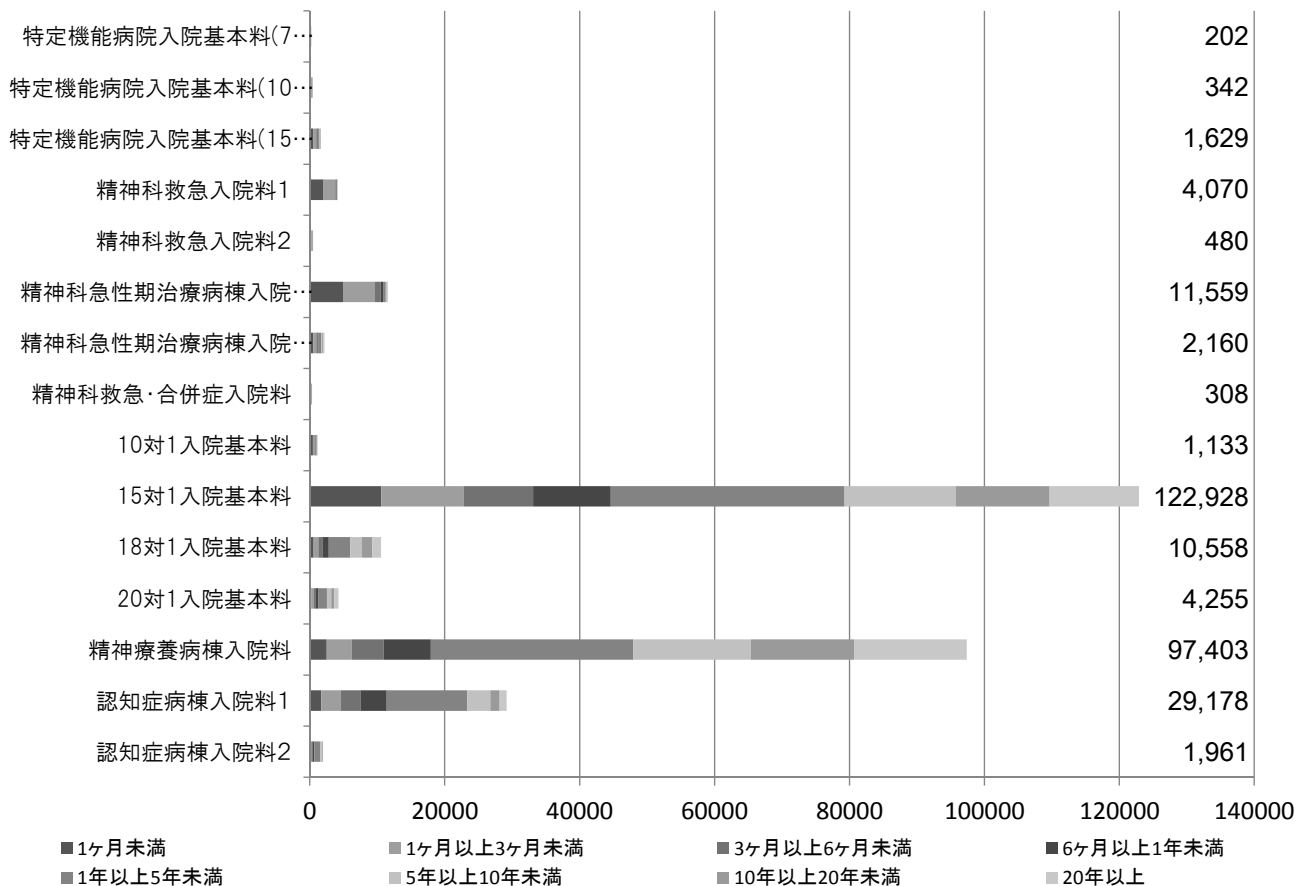
	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主な要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数
精神科救急入院料1	指定医 病棟常勤1名 病院常勤5名 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2名	・隔離室・個室が半数以上 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の6割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置・応急入院患者 ・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者	3,462点 (~30日) 3,042点 (31日~)
精神科救急入院料2				・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行		3,262点 (~30日) 2,842点 (31日~)
精神科救急・合併症入院料	指定医 病棟常勤3名 精神科医 病院常勤5名 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2名	・合併症ユニットが2割以上 ・隔離室・個室又は合併症ユニットが半数以上 ・救急蘇生装置、呼吸循環監視装置等 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置・応急入院患者 ・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・身体疾患の治療のため一般病棟に入院した患者	3,462点 (~30日) 3,042点 (31日~)
精神科急性期治療病棟入院料1	指定医 病棟常勤1名 病院常勤2名 医師 48:1	看護 13:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1名	・隔離室を有する ・1看護単位60床以下	・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・他病棟入院患者の急性増悪例	1,931点 (~30日) 1,611点 (31日~)
精神科急性期治療病棟入院料2		看護 15:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1名				1,831点 (~30日) 1,511点 (31日~)
精神科身体合併症管理加算	・精神科を標榜 ・病棟に専任の内科又は外科の医師を1名以上配置		精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、認知症治療病棟入院料、精神病棟入院基本料(10:1、13:1又は15:1)、特定機能病院入院基本料(精神病棟)を算定する患者		450点 (~7日)	

精神科入院に係る診療報酬と主な要件②

(平成24年)

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主な要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数		
精神病棟入院基本料	医師 48:1	看護 7:1 (特定機能病院のみ)	・特記なし	・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下	・精神疾患を有する患者	1,322点	※初期加算 465点 (～14日) 250点 (15～30日) 125点 (31～90日) 10点 (91～180日) 3点 (181日～1年)	
		看護 10:1				1,251点	※重度認知症加算 100点 (～3月)	
		看護 13:1				931点	※救急支援精神病棟初期加算 100点 (～14日)	
		看護 15:1 (特定機能病院)		・特記なし		・病棟の平均在院日数80日以内 ・新規入院患者の4割以上がGAF30以下又は身体合併症患者 ・身体疾患への治療体を確保	811点 (850点)	
		看護 18:1					723点	
		看護 20:1					669点	
		特別入院基本料 (看護 25:1)					550点	
精神療養病棟入院料	指定医 病棟常勤1名 病院常勤2名 医師 48:1	看護 30:1 看護・看護補助者を合わせて15:1 OT又は経験看護師 1名	・病室5.8㎡以上 ・1看護単位60床以下 ・1病室6床以下	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤 ・病院にOT室または生活技能訓練室	・長期の入院を要する精神疾患を有する患者	1,061点 (GAFスコア41以上) 1,091点 (GAFスコア40以下) 1,121点 (GAFスコア30以下かつ精神科救急へ協力)		
認知症治療病棟入院料1	病院常勤1名 医師 48:1	看護 20:1 看護補助者 25:1 OT1名	・病棟18㎡/床以上を標準 ・デイルーム等 ・生活機能回復訓練室	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤	・集中的な治療を有する認知症患者	1,761点 (～30日)	※夜間対応加算 84点 (～30日)	
認知症治療病棟入院料2		看護 30:1 看護補助者 25:1 OT又は経験看護師 1名	・病棟18㎡/床以上を標準 ・生活機能回復訓練室			1,461点 (31～60日) 1,171点 (61日～)		
児童・思春期精神科入院医療管理料	小児医療及び児童思春期の精神医療の経験を有する常勤医師2名 (1名は指定医) 医師 48:1	看護 10:1 PSW及び臨床心理技術者 病棟常勤それぞれ1名以上	・浴室、デイルーム、食堂等を当該病棟の他の治療室と別に設置	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は病室	・20歳未満の精神疾患を有する患者	2,911点		

平成23年6月30日現在の病棟別・在院期間別 在院患者数



(精神・障害保健課調べ)